

組合員各位

お知らせ

賠償責任補償保険のお支払い対象とならない事故について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話・スマートフォン、イヤホンの破損事故につきまして、賠償責任補償保険の請求が増加しております。この件に関しまして、給付金が支払われない場合がございますので予めご案内させていただきます。

【対象とならない事故例】

お客様がズボンのポケットに入れていた携帯電話・スマートフォン・イヤホンが、床にすべり落ちて破損した。または、理容椅子の背もたれの隙間に挟まり、破損した。

【対象とならない理由】

理容店がお預かりしていない場合の携帯電話・スマートフォン・イヤホンの破損・紛失は対象外です。

理容店がお預かりしていない場合の携帯電話・スマートフォン・イヤホンの破損・紛失は対象お客様の持ち物お客様自身で管理するものであり、理容店に法律的な責任は発生しないためです。

また、事故状況報告書に「お客様の携帯電話（スマートフォン・イヤホン）をお預かりする声掛けを忘れた」と記載されていることがありますが、「理容店側が声掛けをしなかったこと」が事故の原因とはなりません。

ご自分の持ち物として、お客様の自己管理・自己責任が発生し、理容店に法律的な責任はありません。

なお、理容店がお客様からお預かりし、所定の場所で保管していたものを誤って破損させてしまったのであれば、理容店の責任となり、賠償責任補償保険のお支払い対象になります。

（お預かりした経緯・状況等に不明な点があれば、保険会社から確認する場合があります）。

携帯電話・スマートフォン・イヤホンの破損事故を防ぐためにも、各サロンにおける注意喚起をお願いいたします。

みなと支部 共済部